

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月23日

【会社名】 中央ビルト工業株式会社

【英訳名】 CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西本 安秀

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役管理統括本部長 安達 圭朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
中央ビルト工業株式会社 関西支店
(大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号)
中央ビルト工業株式会社 中部支店
(愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号)
中央ビルト工業株式会社 九州支店
(福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵字桜原1515番地5)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

中央ビルト工業株式会社代表取締役社長西本安秀及び当社最高財務責任者である常務取締役管理統括本部長安達圭朗は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している。財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準の「内部統制の基本的枠組み」に基づき、整備及び運用されている。財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長西本安秀及び当社最高財務責任者である常務取締役管理統括本部長安達圭朗は、平成23年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施した。当該財務報告に係る内部統制の評価に当たり、金融庁組織令第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準の「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に準拠した。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)について評価を行い、その結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制について評価した。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していく、リスク重視のアプローチを採用したものである。

このリスク重視のアプローチに則り、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る担当者への質問、業務の査閲、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価した。

財務報告に係る内部統制の評価は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲において行い、この評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定した。

重要な事業拠点を選定する際は、売上高を指標とし、概ねその2/3を一定割合とした。また、それらの事業拠点において当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売掛金、たな卸資産、固定資産(貸与資産)、買掛金、売上高、当期製品製造原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高い勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

当該評価に基づき、当社代表取締役社長西本安秀及び当社最高財務責任者である常務取締役管理統括本部長安達圭朗は平成23年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

記載すべき事項はない。

5 【特記事項】

記載すべき事項はない。